

(参 考)

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>「介護サービス情報の公表」制度は、都道府県の自治事務であり、都道府県は、本制度を円滑かつ継続的に運営するための費用を適切に確保する必要がある。また、本制度に係る費用のうち、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下、「介護保険法」という。）第115条の30第1項に規定する調査事務（以下、「調査事務」という。）及び第115条の36第1項に規定する情報公表事務（以下、「情報公表事務」という。）に係る費用については、地方自治法及び介護保険法の規定に基づいて、介護サービス事業者から徴収する手数料を充てることができるものである。都道府県は、本制度全体の運営費を適切に見込むとともに、手数料を徴収する場合は、別紙「「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」を参考とし、本制度の運営に係る費用を適切に確保されたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものであり、具体的な算定方法、徴収方法等については、各都道府県の実情に応じて適切に施行される必要があることを念のため申し添える。</p> <p>[別紙]</p> <p>本指針は、「介護サービス情報の公表」制度が、介護保険法の規定に基づいて施行されるものであることを踏まえ、都道府県知事、<u>介護保険法第115条の30第1項に規定する指定調査機関</u>（以下、「<u>指定調査機関</u>」という。）又は第115条の36第1項に規定する<u>指定情報公表センター</u>（以下、「<u>指定情報公表センター</u>」という。）が<u>介護サービス事業者から徴収することができる手数料の基本的考え方、算定方法、徴収方法等</u>について、地方自治法第245条の4第1項</p>	<p>「介護サービス情報の公表」制度は、都道府県の自治事務であり、都道府県は、本制度を円滑かつ継続的に運営するための費用を適切に確保する必要がある。また、本制度に係る費用のうち、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下、「介護保険法」という。）第115条の36第1項に規定する調査事務（以下、「調査事務」という。）及び第115条の42第1項に規定する情報公表事務（以下、「情報公表事務」という。）に係る費用については、地方自治法<u>の</u>規定に基づいて、介護サービス事業者から徴収する手数料を充てることができるものである。都道府県は、本制度全体の運営費を適切に見込むとともに、手数料を徴収する場合は、別紙「「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」を参考とし、本制度の運営に係る費用を適切に確保されたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものであり、具体的な算定方法、徴収方法等については、各都道府県の実情に応じて適切に施行される必要があることを念のため申し添える。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について」（平成18年3月31日老振発第0331012号厚生労働省老健局振興課長通知）は廃止する。</u></p> <p>—</p> <p>[別紙]</p> <p>本指針は、「介護サービス情報の公表」制度が、介護保険法の規定に基づいて施行されるものであることを踏まえ、都道府県知事が<u>地方自治法に基づいて介護サービス事業者から徴収することができる手数料の基本的考え方、算定方法、徴収方法等</u>について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものである。</p>

の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものである。

1 手数料の基本的考え方

(1) 事業者の義務としての「介護サービス情報の公表」

「介護サービス情報の公表」制度において、介護サービス事業者は、都道府県知事に対して介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報（以下、介護サービス情報という。）を報告するとともに、介護サービス情報のうち介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）（以下、「介護保険法施行規則」という。）第140条の32で定めるものについて都道府県知事が行う訪問調査を受けるものであり、これらは、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者の義務となる。

また、介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護高齢者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために行われるものである。同時に、介護サービス事業者にとっては、自らの介護サービス内容及び運営状況に関する情報を公表し、利用者による適切な選択を促す仕組みであることから、良質なサービスを提供する介護サービス事業者が選択されることを支援するために行われるものである。都道府県知事は、このような利用者及び介護サービス事業者双方への便宜を公平に供与する見地から、利用者による介護サービス情報の比較検討に資するとともに、介護サービス情報の公平な公表の機会を提供する方法により、本制度を実施するものである。

(2) 都道府県事務の手数料

(略)

(3) 手数料の構成

(略)

ア 調査事務に要する費用

(略)

1 手数料の基本的考え方

(1) 事業者の義務としての「介護サービス情報の公表」

「介護サービス情報の公表」制度において、介護サービス事業者は、都道府県知事に対して介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報（以下、介護サービス情報という。）を報告するとともに、介護サービス情報のうち介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）（以下、「介護保険法施行規則」という。）第140条の47及び第140条の47の2で定めるものについて都道府県知事が行う訪問調査を受けるものであり、これらは、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者の義務となる。

また、介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護高齢者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために行われるものである。同時に、介護サービス事業者にとっては、自らの介護サービス内容及び運営状況に関する情報を公表し、利用者による適切な選択を促す仕組みであることから、良質なサービスを提供する介護サービス事業者が選択されることを支援するために行われるものである。都道府県知事は、このような利用者及び介護サービス事業者双方への便宜を公平に供与する見地から、利用者による介護サービス情報の比較検討に資するとともに、介護サービス情報の公平な公表の機会を提供する方法により、本制度を実施するものである。

(2) 都道府県事務の手数料

(略)

(3) 手数料の構成

(略)

ア 調査事務に要する費用

(略)

(ア) 調査員養成費

調査員養成費は、第115条の31第2項の規定に基づいて、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第37条の7第1項に定める要件を備える調査員（以下「調査員」という。）を養成するために行う研修に係る費用とすることを基本とする。

なお、特に調査員養成費については、各都道府県の調査員募集の考え方や実情に応じて、その一部又は全部を調査員養成研修受講者の負担とし、当該手数料に算入しないことができる。

(イ) 及び (ウ)

(略)

(エ) 調査旅費

調査旅費は、調査員が、介護保険法施行規則第140条の37第2号に規定する介護サービス事業所への訪問に係る費用とすることを基本とする。

(オ) 調査事務管理・運営費

(略)

イ 情報公表事務に要する費用

公表に要する費用は、「都道府県介護サービス情報公表システム」（以下、「公表システム」という。）への介護サービス情報入力費、公表システム維持管理費及び公表事務管理・運営費により構成するものとする。

(ア) 介護サービス情報入力費

(略)

(イ) 公表システム維持管理費

公表システム維持管理費は、公表システムの運営、保守等に必要な経費とすることを基本とする。

(ア) 調査員養成費

調査員養成費は、第115条の37第2項の規定に基づいて、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第37条の7第1項に定める要件を備える調査員（以下「調査員」という。）を養成するために行う研修に係る費用とすることを基本とする。

なお、特に調査員養成費については、各都道府県の調査員募集の考え方や実情に応じて、その一部又は全部を調査員養成研修受講者の負担とし、当該手数料に算入しないことができる。

(イ) 及び (ウ)

(略)

(エ) 調査旅費

調査旅費は、調査員が、介護保険法施行規則第140条の51第2号に規定する介護サービス事業所への訪問に係る費用とすることを基本とする。

(オ) 調査事務管理・運営費

(略)

イ 情報公表事務に要する費用

公表に要する費用は、「介護サービス情報を公表するためのシステム」（以下、「公表システム」という。）への介護サービス情報入力費、公表システム維持管理費（都道府県が独自に設置する公表システムの維持管理費をいう。以下同じ。）及び公表事務管理・運営費により構成するものとする。

(ア) 介護サービス情報入力費

(略)

(イ) 公表システム維持管理費

公表システム維持管理費は、都道府県が独自に設置する公表システムの運営、保守等に必要な経費とすることを基本とする

(ウ) 公表事務管理・運営費
(略)

2 手数料の算定方法

「介護サービス情報の公表」の手数料の算定に当たっては、1の(3)の費用を徴収し、当該都道府県において本制度の対象となる介護サービス事業所等の調査事務及び情報公表事務が円滑に実施できる水準であるとともに、過度の剰余が生じる水準であってはならない。また、制度施行当初における調査員の養成、訪問調査、介護サービス情報の公表システムへの入力等の事務は、年々効率的かつ適切に実施することが可能となることを考慮しつつ、将来に渡り平準化された水準であることが必要である。

このため、都道府県において手数料の額を定めるに当たっては、以下の手数料の算定例を参考としながら、当該都道府県における本制度の実施体制や地理的条件を踏まえ、本制度に係る費用に応じて、適切に定める必要がある。

(1) 手数料の算定例

ア 調査事務費用

(ア) 必要な調査員数の基本的な考え方
(略)

a 前提

① 調査対象事業所数 = A

手数料の算定に当たっては、調査事務及び情報公表事務の総量を踏まえて行う必要がある。したがって、介護保険法施行規則第140条の29で定める介護サービスを提供する事業所等を対象として算定するものとする。

また、『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』（平成18年3月31日老振発第0331007号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「振興課長通知」という。）で規定される一体的な報告・調査を行うサービス区分において、二つ以上

。

(ウ) 公表事務管理・運営費
(略)

2 手数料の算定方法

「介護サービス情報の公表」の手数料の算定に当たっては、1の(3)の費用を徴収し、当該都道府県において本制度の対象となる介護サービス事業所等の調査事務及び情報公表事務が円滑に実施できる水準であるとともに、過度の剰余が生じる水準であってはならない。

このため、都道府県において手数料の額を定めるに当たっては、以下の手数料の算定例を参考としながら、当該都道府県における本制度の実施体制や地理的条件を踏まえ、本制度に係る費用に応じて、適切に定める必要がある。

(1) 手数料の算定例

ア 調査事務費用

(ア) 必要な調査員数の基本的な考え方
(略)

a 前提

① 調査対象事業所数 = A

手数料の算定に当たっては、調査事務及び情報公表事務の総量を踏まえて行う必要がある。したがって、介護保険法施行規則第140条の43で定める介護サービスを提供する事業所等を対象として算定するものとする。

また、『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』（平成18年3月31日老振発第0331007号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「振興課長通知」という。）で規定される一体的な報告・調査を行うサービス区分において、二つ以上

の介護サービスを一体的に運営している場合には、一体的に調査等が実施されることから、この場合にはそれぞれの事業所を対象として算定せず、1事業所分として算定するものとする。

なお、介護保険法施行規則第140条の30第1号に基づき、第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である介護サービス事業所等は、原則、本制度の対象としないが、事業者が振興課長通知に定める一体的な報告・調査を行うサービス区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合であって、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となることに留意が必要である。

② 調査を行う調査員数 = **B名**
(略)

③ 調査に必要な時間数、日数等 = **C**

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないこととしたことから、従来と比べ、調査に必要な時間数が一定程度減少することに留意する。

の介護サービスを一体的に運営している場合には、一体的に調査等が実施されることから、この場合にはそれぞれの事業所を対象として算定せず、1事業所分として算定するものとする。

なお、介護保険法施行規則第140条の44第1号に基づき、第140条の48第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である介護サービス事業所等は、原則、本制度の対象としない。

② 調査を行う調査員数 = **B名**
(略)

③ 調査に必要な時間数、日数等 = **C**

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

b 必要調査員数の算定方法例
(略)

(イ) 調査員養成費

調査員養成費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第267号「介護保険法施行規則第140条の4第2項の厚生労働大臣が定める基準」の規定に基づき、当該都道府県における研修会場、研修教材、講師等の実態に応じて算定する。また、調査員養成研修は、初回の研修を修了した者については、介護サービス情報の見直し等までの間は、基本的には実施する必要がないことや、施行後3年程度が経過した現在では、基本的な調査事務に必要な調査員数は確保されているものと考えられる。

したがって、今後は、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ、基本的には事業所の増加や追加施行サービスに伴い新たに採用される調査員数等が対象になるものとして適切に算定することとする。

また、介護サービス情報は、介護サービスの種類別に定めることから、介護サービス情報の理解に関する講義については、介護サービスの種類ごとに受講することにより、当該介護サービスに関する調査員となり得るものである。

なお、調査員養成費及び調査員登録費は、振興課長通知に基づき、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する研修区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができると規定されていることから、これにより調査員養成研修の受講が省略されることを勘案し適切に算定する。

(ウ) ～ (カ)
(略)

イ 情報公表事務費用

(ア) 公表情報入力費

公表情報入力費の算定に当たっては、都道府県の標準的な電子情報入力費を勘案して算定する。また、入力量については、概ね

b 必要調査員数の算定方法例
(略)

(イ) 調査員養成費

調査員養成費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第267号「介護保険法施行規則第140条の5第2項の厚生労働大臣が定める基準」の規定に基づき、当該都道府県における研修会場、研修教材、講師等の実態に応じて算定する。また、調査員養成研修は、初回の研修を修了した者については、基本的には実施する必要はないが、平成24年度以降は、調査対象範囲の拡大等の見直しが行われることから、これらに対応するための研修が対象になるものとして、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ、適切に算定することとする。

また、介護サービス情報は、介護サービスの種類別に定めることから、介護サービス情報の理解に関する講義については、介護サービスの種類ごとに受講することにより、当該介護サービスに関する調査員となり得るものである。

なお、調査員養成費及び調査員登録費は、振興課長通知に基づき、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する研修区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができると規定されていることから、これにより調査員養成研修の受講が省略されることを勘案し適切に算定する。

(ウ) ～ (カ)
(略)

イ 情報公表事務費用

(ア) 公表情報入力費

公表情報入力費の算定に当たっては、都道府県の標準的な電子情報入力費を勘案して算定する。

全てのサービスに係る初回の入力が完了する平成22年度以降は、基本的に訂正入力のみとすることが可能であることから、少なくとも、介護サービス情報の見直し等までの間は、入力量が減少すると考えられる。

このため、都道府県内の公表事務の実情を踏まえ、平成21年度は、①訂正入力分、②平成21年度追加サービス分及び③新規事業所分に伴う入力量等を勘案して適切に算定することとし、平成22年度以降については、基本的には①訂正入力分及び②新規事業所に伴う入力量等を勘案し適切に算定する。

なお、公表情報入力の対象事業所数については、事業所報告・調査結果報告について、インターネット上での報告が導入されたことから、導入前より対象事業所が減少すると考えられる。

基本情報文字入力単価 × **基本情報文字入力量**

× **対象事業所数** + **調査情報数字入力単価**

× **調査情報数字入力量** × **対象事業所数**

(イ) 公表システム維持管理費

公表システムの維持管理に要する費用について算定する。

(ウ)
(略)

(2) 手数料単価の設定の考え方
(略)

ア 標準的な手数料単価の算定方法例

なお、入力量については、基本的に事業所によるインターネット上での報告となるため、都道府県内の公表事務の実情を踏まえ、①訂正入力分、②インターネット環境のない事業所の代行入力分等を勘案して適切に算定する。

基本情報文字入力単価 × **基本情報文字入力量**

× **対象事業所数** + **運営情報数字入力単価**

× **運営情報数字入力量** × **対象事業所数**

+ **任意情報文字(数字)入力単価**

× **任意情報文字(数字)入力量** × **対象事業所数**

(イ) 公表システム維持管理費

都道府県が独自に設置する公表システムの維持管理に要する費用について算定する。

(ウ)
(略)

(2) 手数料単価の設定の考え方
(略)

ア 標準的な手数料単価の算定方法例

(略)

イ 具体的な手数料単価設定の考え方

(略)

ウ 留意点

「介護サービス情報の公表」は、介護保険法に基づく事業所の義務であり、また、都道府県知事が策定する計画に基づいて行われることを踏まえると、介護サービス事業所は、基本的に自ら指定調査機関を選定できないことから、基本的には調査員の旅行に伴う費用によって負担額に差が生じるような仕組みとすることは適当ではない。

3 手数料の徴収・支払方法

(1) 手数料の徴収方法について

都道府県知事は、基本的には、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づいて、調査事務及び情報公表事務に係る手数料を徴収することができるものである。また、当該手数料を一括して徴収することも可能である。さらに、都道府県知事は、地方自治法施行令第158条の規定に基づいて、当該手数料の徴収事務を、指定調査機関又は指定情報公表センターに委託することができるものと考えられる。

また、法第115条の30第3項（法第115条の36第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、調査事務に係る手数料については指定調査機関が、情報公表事務に係る手数料については指定情報公表センターがそれぞれ徴収することも可能である

。

(2) 及び (3)

(略)

(4) 手数料の収入方法について

都道府県知事は、調査事務に係る手数料及び情報公表事務に係る手数料を収入とすることが可能である。

(略)

イ 具体的な手数料単価設定の考え方

(略)

ウ 留意点

「介護サービス情報の公表」は、介護保険法に基づく事業所の義務であり、また、都道府県知事が策定する計画に基づいて行われることを踏まえると、介護サービス事業所は、基本的に自ら介護保険法第115条の36第1項に規定する指定調査機関（以下、「指定調査機関」という。）を選定できないことから、基本的には調査員の旅行に伴う費用によって負担額に差が生じるような仕組みとすることは適当ではない。

3 手数料の徴収・支払方法

(1) 手数料の徴収方法について

都道府県知事は、基本的には、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づいて、調査事務及び情報公表事務に係る手数料を徴収することができるものである。また、当該手数料を一括して徴収することも可能である。さらに、都道府県知事は、地方自治法施行令第158条の規定に基づいて、当該手数料の徴収事務を、指定調査機関又は介護保険法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターに委託することができるものと考えられる。

(2) 及び (3)

(略)

(4) 手数料の収入方法について

都道府県知事は、調査事務に係る手数料及び情報公表事務に係る手数料を収入とすることが可能である。

また、調査事務に係る手数料については指定調査機関が、情報公表事務に係る手数料については指定情報公表センターがそれぞれ収入とすることも可能である。例えば、この場合であって、調査員養成研修に係る費用及び調査員登録に係る費用を、調査事務に係る手数料に算入している場合は、都道府県知事は、各指定調査機関と調査員の確保に係る契約を締結した上で、指定調査機関から調査員養成研修に係る費用及び調査員登録に係る費用の支払いを受けることとなる。そのうち、介護保険法施行令第37条の7第4項調査員養成研修を指定した者に行わせる場合には、都道府県知事は、調査員養成研修に係る費用を指定した者に対して支払うこととなるなど、所要の手続きが必要である。調査員養成研修を行う者として、指定調査機関の指定を受けた法人を指定する場合にあっては、この限りではない。

なお、調査員養成研修に係る費用等を調査員が負担する仕組みの場合であって、かつ、調査事務に係る手数料に当該費用を算入している場合には、調査員に支払われる費用に、相当額を適切に充てることが適当であると考えられる。